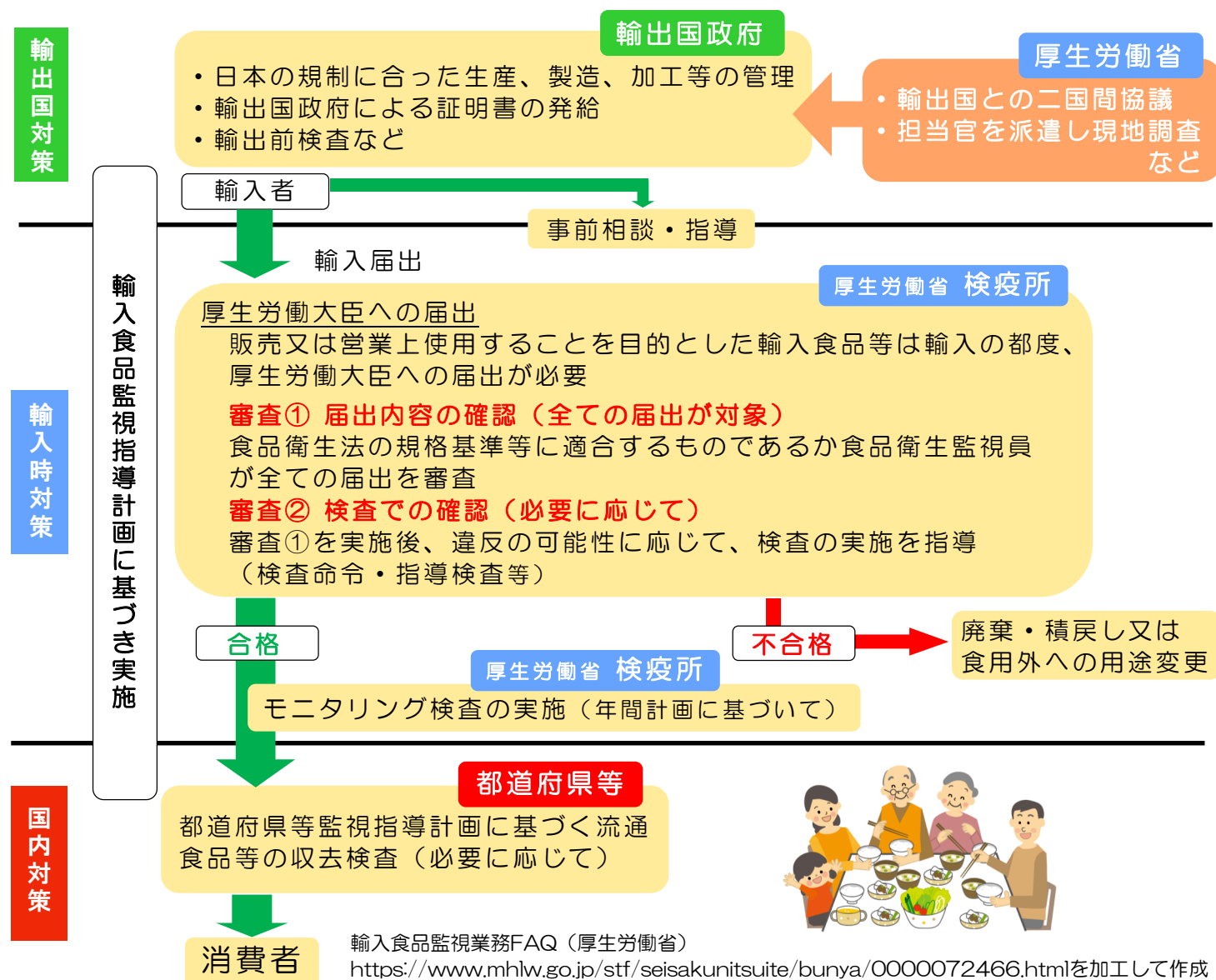


輸入食品の安全性確保の取組

現在、日本はカロリーベースで約60%の食料を海外に頼っています。また、平成30年12月以降、TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定が発効され、今後も輸入食品の増加が見込まれます。そこで今回は、輸入食品の安全性確保の取組についてご紹介します。

● 輸入食品が国内に流通するまでの流れは？

輸入食品の安全性確保の取組は、①輸出国における安全対策、②輸入時での対策、③国内での対策の3つに分けられます。



国内で流通している輸入食品については、各都道府県等で計画的に検査を行い、安全を確認しています。

群馬県では、平成28年度から平成30年度までの間に858件の輸入食品を検査しましたが、違反事例はありませんでした。

令和2年度は、240件を目標に輸入食品の検査を実施します。



● 輸入食品の検査状況は？

平成30年度輸入食品の食品衛生法違反件数上位5か国

国名	違反件数 (A)	届出件数 (B)	違反率 (A/B×100)
中国	179件	825,249件	0.02%
アメリカ	133件	226,483件	0.06%
タイ	53件	166,680件	0.03%
ベトナム	52件	88,099件	0.06%
フランス	32件	212,095件	0.02%
輸入食品全体	780件	2,482,623件	0.03%

中国産輸入食品の安全性は？

左の表のとおり、平成30年度の輸入食品の違反件数が最も多かったのは中国ですが、輸入食品の届出件数が最も多いのも中国であり、全体の約30%を占めています。

輸入食品全体の違反率と比べても中国産輸入食品の違反率が特に高いという状況ではありません。

平成30年度輸入食品監視統計（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000541097.pdf>を加工して作成



輸入食品について、日本では全体の約1割しか検査が実施されていないと聞きますが、食の安全は十分に確保されているのでしょうか？

販売や業務上使用することを目的とした**すべての輸入食品は**、食品衛生法に基づき届出され、書類審査を行っています。食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査の実施を命じています。

また、検疫所では多種多様な輸入食品を幅広く監視して食品ごとのリスクの状況を把握するため、モニタリング検査を実施しています。この検査は、食品衛生法違反を一定の確率で把握できるよう、食品群や検査項目（残留農薬、添加物等）ごとに統計的な考え方に基づき、年間計画を定めて実施しています。



詳しい情報はこちら

- 厚生労働省ホームページ
- 農林水産省ホームページ

[「輸入食品監視業務」](#)

[「知ってる？日本の食料事情」](#)



食中毒予防の三原則



① **つけない**（手洗いの徹底）・② **増やさない**（食品の低温保存）・③ **やっつける**（十分な加熱）
を実践しましょう！



ご意見・ご感想
お問い合わせは
こちらへ

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
群馬県健康福祉部 食品・生活衛生課 食品安全推進室
TEL：027-226-2424 FAX：027-243-3426
電子メール：shokuseika@pref.gunma.lg.jp
★群馬県HPでバックナンバーをダウンロードできます。
(<http://www.pref.gunma.jp/05/d6200163.html>)



【フェイスブックのQRコード】

★公式フェイスブックで情報発信中！ (<https://www.facebook.com/gunma.shokuanzen/>)